

森林環境税・森林環境譲与税の活用による 森林整備と研究展開



(三重大学 大学院生物資源学研究所) 中井 毅尚



令和2年度林野庁関係予算概算要求

総額：3,470億円

- ① 林業成長産業化総合対策 163億円
 - ア 林業・木材産業成長産業化促進対策
 - イ 林業イノベーション推進総合対策
 - ウ 木材需要の拡大・生産流通構造改革促進対策
- ② 森林整備事業<公共> 1,490億円
- ③ 「緑の人づくり」総合支援対策 53億円
- ④ 森林・山村多面的機能発揮対策 14億円
- ⑤ 新たな森林空間利用創出対策 2億円
- ⑥ 治山事業<公共> 740億円
- ⑦ 花粉発生源対策推進事業 1億円
- ⑧ シカによる森林被害緊急対策事業 4億円
- ⑨ 農山漁村地域整備交付金<公共> 1,113億円



森林環境税を巡る経緯

地球温暖化防止のための森林吸収源対策に関する財源

1997年採択・2005年2月発効「京都議定書」

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、森林吸収量の確保に必要となる間伐等を推進するため、2005年度税制改正以降、森林吸収源対策のための財源となる税を要望。



2012年「地球温暖化対策のための税」創設（石油石炭税への上乗せ）

【国】2014年「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討プロジェクトチーム」設置。

【市町村】2006年度以降、多くの森林が所在する市町村を中心に結成された「全国森林環境税創設促進連盟」および「促進議員連盟」により、森林環境税の創設に向けた運動が展開。



間伐材の普及

1997年京都議定書

2008年～2012年

1990年度比**6.0%**温室効果ガス削減

うち、**3.8%**→1990年度以降に手入れした森林が吸収



森林の手入れ→林野庁：間伐



大径材も小径材→すべて間伐材



出材圧力がかかり市場は適正価格とならず



木材価格が上がらない



超長期投資回収モデルである森林所有者（川上）は潤わない



森林環境税を巡る経緯

2015年「パリ協定」採択

持続可能な開発目標 (SDGs) アジェンダ2030
17の目標と169のターゲット、再生可能エネ

昨今の山地災害の激甚化等による国民の森林への期待の高まり等

2017年度：

与党税制改正大綱「税の創設について2018年度税制改正において結論を得る」

2018年度：

【林野庁】市町村が主体となった新たな森林整備の仕組みの検討
【総務省】地方財政審議会に検討会を設置し、具体的制度設計の検討

12月の税制改正大綱：「**2019年度からの税創設**」



森林環境税創設の趣旨

現状認識

森林の公益的機能（地球温暖化防止、災害防止・国土保全、水源涵養等）

国民に広く恩恵

適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の命を守る

森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題

- ① パリ協定の枠組みの下、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成
- ② 災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保
- ③ 森林現場に最も近い市町村が主体となり、森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について市町村自らが管理を行う「新たな森林管理システム」を創設すること
- ④ 国民が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組み



森林整備の効果

■森林整備の主な効果



ヨーロッパの**フェアプレイス運動**：かかっている経費は正しく支払う、これが公正な取引となる（反資本主義？）。環境を守る、森林を適正に管理育成するという行為に対する**代価を支払う**。



森林環境税の仕組み

森林環境税

国民から徴収する税を「**森林環境税（仮称）**」と、これを森林の整備等に使う「**森林環境譲与税（仮称）**」という2つの税から構成。

森林環境税：

個人住民税の均等割の納税者から、国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村から徴収 → 市町村から国の交付税及び譲与税特別会計（約6千万人の納税義務者：約600億円）

時期：

2024年から課税。森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）。森林現場の課題に早期に対応する観点から、後述する「新たな森林管理システム」の施行と合わせ、課税に先行して、2019年度から開始。

その原資は交付税及び譲与税特別会計における借入により対応することとし、譲与額を徐々に増加するように設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税の収税の一部をもって償還。

譲与額を段階的に増加させるのは、主体となる市町村の体制の整備や、所有者の意向確認等に一定の時間必要（2019年度：200億円から開始）。



森林環境税の使途・譲与基準等

(1) 使途

森林環境譲与税（仮称）の使途については、

- ① 間伐や路網といった森林整備
- ② 森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保
- ③ 木材利用の促進や普及啓発

に充てなければならない。また、都道府県は、これらの取組を行う市町村の支援等に充てなければならない。

森林を抱える山間部の市町村は、新たな「森林管理システム」を活用し、これまで様々な課題等により手入れができていなかった森林における間伐・路網等の森林整備や、このための意向調査・境界画定、さらに森林整備を担う人材育成や担い手の確保等の取組を推進。

森林が少ない都市部の市町村は、森林整備を支えるとともに森林・林業への理解促進にもつながる木材利用や普及啓発等の取組を進める。



森林環境税の使途・譲与基準等

(2) 譲与基準等

【譲与割合】

市町村：都道府県 = 9 : 1

制度発足初期は、市町村の支援を行う都道府県の役割が大 → 市町村：都道府県 = 8 : 2 → その後、譲与割合を徐々に高める設計。

【譲与基準】

5/10：私有林人工林面積、2/10：林業就業者数、3/10：人口

私有林人工林面積は、それぞれの市町村の林野率で面積を補正（条件不利な森林を反映）。

林野率85%以上の市町村：1.5、林野率75%以上の市町村：1.3を私有林人工林面積に乗じる。

(3) 使途の公表

森林環境税は、都市・地方を通じて国民皆で森林を支える仕組み

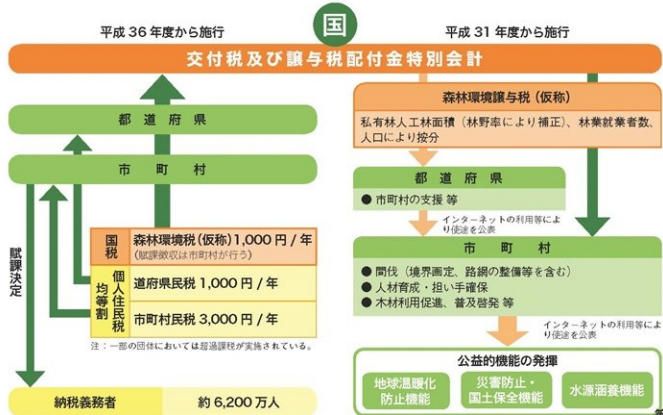
→ 森林環境譲与税を活用するに当たっては広く国民全体に対して説明責任



森林環境税・森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率引き上げが 2023年まで行われていることを踏まえ、2024年から課税。森林現場の課題に早期に対応する観点から、課税に先行して2019年から開始。



森林環境譲与税の各年度の譲与額と市町村および都道府県に対する譲与割合および基準



市町村：都道府県の割合	80 : 20				85 : 15				88 : 12				90 : 10			
市町村分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	540
都道府県分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

市町村分 50%：私有林人工林面積（※林野率による補正）
20%：林業就業者数
30%：人口

都道府県分 市町村と同じ基準

※徴収は若い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。
※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を經由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の徴収（約600億円程度）の概半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。



新たな森林管理システム

わが国の森林、特に人工林は、資源が充実し主伐期を迎えつつある。一方で、森林現場には、森林所有者の経営意欲の低下等の課題があり、森林の手入れや木材生産が十分になされていない。林野庁は、**林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立**を図るため、「**新たな森林管理システム**」を創設（2019年4月から）。森林環境税は、この新たな仕組みの創設を踏まえて創設。

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採、造林、保育を実施（森林所有者の責務を明確化）。
- ② 森林所有者自らが森林管理できない場合には、その森林を市町村に委ねる
- ③ 経済ベースにのる森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託
- ④ 自然的条件から見て経済ベースでの森林管理が困難な森林等は、市町村が公的に管理。

市町村が行う公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査・境界画定、人材育成・担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための取組に必要な財源として、森林環境税と税の一部を充てる。

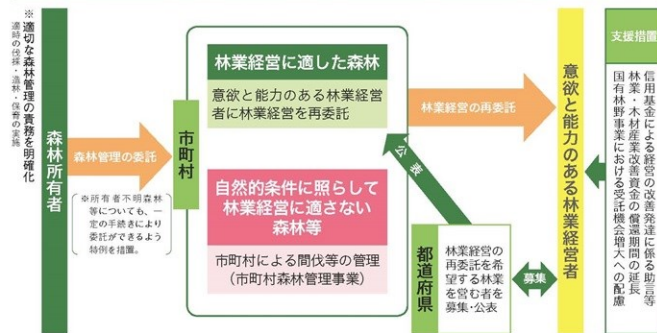
所有者不明森林が全国的に問題になっている中で、所有者が不明な場合でも市町村に委託がでることとするよう、仕組みを検討しています。



新たな森林管理システムの概要

新たな森林管理システム（案）の概要

- 林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、以下の新たな森林管理の仕組みを措置。
- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するともに
 - ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。



林野庁によると約670万haある私有の人工林のうち、すでに集約されている森林は3分の1にとどまる。新制度を通じて同じく3分の1を意欲のある経営者に委託し、残る3分の1は市町村が様々な樹木からなる自然に近い森林に徐々に戻していく。



森林環境税・森林環境譲与税のまとめ

森林環境譲与税の性格

地方譲与税：細かく規定される国庫補助金とは異なり、地方団体に一定の裁量

- 国として、用途の詳細な範囲について示すものではない。
- 地域の实情に応じて法令に定める予定の範囲（森林整備及びその促進に関する費用）で、事業を幅広く弾力的に実施できるもの。

市町村：森林整備（間伐、新たな森林経営管理制度に要する費用など）及びその促進（人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発）

都道府県：市町村による森林整備に対する支援等

用途の公表

- 納税者への説明責任を果たす観点から、その具体的な用途について、納税者に分かりやすい形で公表する必要
- 会計監査院のほか、納税者、メディアからのチェックを受ける
- 林務関係予算の増減及び譲与税の用途を説明できるようにすること



森林・木材・住宅・生活・快適空間



例えば・・・

■都市木造を考える会の“5つの提言”

三菱地所、竹中工務店、三井住友信託銀行、日経BP社

森林環境譲与税は各自治体にどれくらい配分されるのか？

50%が私有林人工林面積、20%が林業就業者数、残り30%が人口比率で配分。そこで配分額の人口比率部分だけを取り出して試算（「各年度の譲与額」×「各年度の市町村分の比率」×「人口で案分する比率」×「市町村の人口比率」（2015年国勢調査））。

名古屋市：約8700万→約1億3000万→約1億8500万→約2億3800万
→約2億9300万

提言1：ためる、 提言2：たばねる、 提言3：つなげる、
提言4：あわせる、 提言5：あたえる



全国の林業大学校

全国16校（2012年から増加）

いわて林業アカデミー
高知県立林業大学校（隈研吾氏）
岐阜県立森林文化アカデミー
静岡県立農林大学校
和歌山県農林大学校（新規就森者の養成）

・・・ 平成30年8月現在
→地方独立型林業人材を生み出せるか

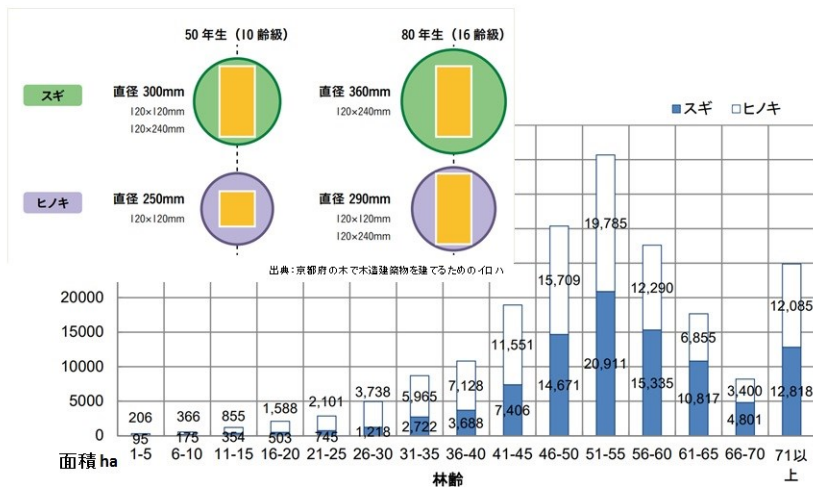
岐阜県：地域森林監理士、総務省：地域林政アドバイザー

林業の学び直し

鹿児島大学・愛媛大学



三重県の民有林 人工林スギ・ヒノキ林齢別面積

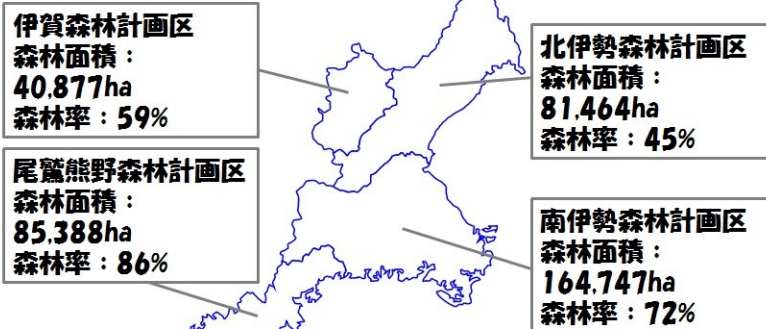


出典：三重県の森林・林業（H30年1月）



三重県の森林資源量と利用量

三重県の森林



人工林率
63%

素材生産量
227千m³

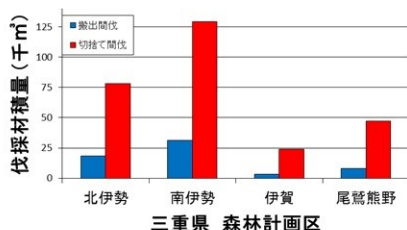
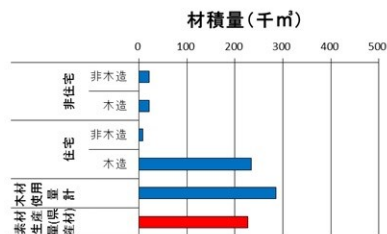
森林蓄積量
73000千m³



三重県の歩留まりと搬出率

歩留まり：0.62

搬出率：0.18



使用量 > 生産量

全く搬出されていない



三重県の短期展望

三重県

「みえ公共建築物等木材利用方針」策定

バイオマス発電所 (5基合計：約35MW出力)
 合板製造工場 (原木：10万m³/年)
 CLT加工工場



木材需要の拡大が期待できる



木材関連産業の最も重要な役割

森林で大気中の二酸化炭素を木材として炭素貯蔵してきたものを引き継ぎ、炭素ストック(貯留)し、その期間森林成長にゆとりを与えていることにある。

→時間と空間的な拡がりが高く大きい

→“マネー”や“ネット”程身軽ではない

伐採への動きが軽くなり過ぎてはダメ

○「伐ったら植えればよい」

FIT制度を利用して、50年生の森林からの木材を伐ってエネルギーとして利用すると、50倍の面積に植林しないと1年間では炭素ストックを元に戻せない。

○「伐ったら植えることで済む」

何らかの形で50年分の面積があり、そこに保育されて担保されていることを意味

○木材：住宅・建築物に利用

“炭素ストック”すること ≠ “単純なエネルギー利用”



森林所有者(川上)から見ると

○20年前

木材消費量1m³弱/人・年 → 半減

○阪神・淡路大震災以降

輸入材・国産材問わず柱を見せる建築が減少

○森林所有者(川上)

50~60年にわたる投資後、立木を素材生産者に売り収益

→素材生産者・製材工場は加工の工程で仕入れ値と売値の差で収益

○投資回収モデルと小売りモデル



森林所有者（川上）から見ると

○木材の市場価格

1980年をピークに下降。一方、柱や板といった製品価格はまともな値段

○製品価格に占める原価率

20~30% → 5%以下

- 機械導入にも関わらず生産性の向上がない
- 歩留まりの悪さ

○100ha以上の林家 → 赤字



森林所有者（川上）から見ると

○2009年（林野庁）

10年後の木材自給率50%

- 持続可能な林業（手段的目標値）
- 政策目的そのもの
- 製材合板工場（工場稼働率を上げるために皆伐補助金）
- 主伐：2年以内に再造林（植林）→天然更新

権利と義務・自由と責任のカップリング放棄

○バイオマス・CLT・集成材の大工場

皆伐の促進？



森林所有者（川上）から見ると

○「伐ったら植える」

国民的合意（対価）

○大規模伐採の賛否

安くするために → 森と人間とのつながり？

○違法伐採木材の取引規制の法律

2017年クリーンウッド法施工（日本）

→ 登録を受けない → 違反なし・罰則なし

○「トレーサビリティ」「チェーンレジリエンス」



森林・木材・住宅・生活・快適空間



「大きい林業」と「小さい林業」

「大きい林業」 潮流型

コスト重視 (例：集成材：24cmの径・4m長)

建築需要に合わせた大量生産・大量消費

- 木材供給側：使用し易い木材を低価格で安定供給
- 建築側：流通している木材を、如何に工夫して使用

住宅用流通製材・再構成材 (木質材料)

- 直材：○
- 小曲材：挽き板 (ラミナ)・剥き板 (単板)
- 接着剤で構築

→集成材・LVL・合板・CLT

非住宅の大規模木造ターゲット

LVL：特殊部材→規格化

CLT：壁式構造



「大きい林業」と「小さい林業」

「小さい林業」 積み上げ型

小径材・大径材 (規格に乗りにくい) 6m以上・40cm以上

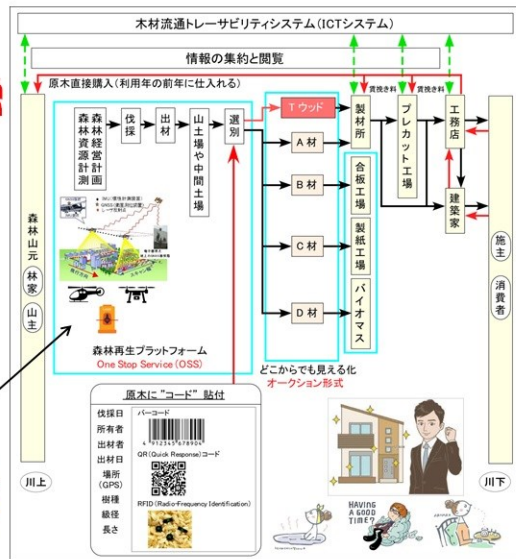
- 林業・木材工業・建設業の連携
 - 個別生産
- 地域産業・地域文化
 - 経済性だけではない価値観

良い木の定義：使い手によって変化

「80点の森を90点にする技術」と「落第点の森を何とか及第点にする技術」とは異なる



森林・木材・住宅・生活・快適空間



不減不増

三重県の森林
約500億!?
13万~20万/ha

住宅以外のパイを作る
必要性

現在の焦点 (林産分野)

CNF (セルロースナノファイバー)

リグニン

CLT (直交集成板)



ご清聴ありがとうございました

